

# 石綿含有産業廃棄物の取り扱いと許可申請について

## (産業廃棄物収集運搬業関係)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令が改正され、「石綿含有産業廃棄物」が位置づけられ、石綿含有産業廃棄物に係る収集、運搬等の処理基準が定められました。

### 1 「石綿含有産業廃棄物」とは

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)

### 2 処理基準について

石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物を破砕することのないよう、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わないこととし、当該石綿含有産業廃棄物その他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講じることが必要です。

なお、この場合においては、石綿含有産業廃棄物が飛散しないようにするため、当該石綿含有産業廃棄物を梱包し、又はシートで覆う等の措置を講じるようにしてください。

収集又は運搬のために運搬車両等に積み込む際に運搬車両に比べ石綿含有産業廃棄物大きい等によりやむを得ず破砕又は切断が必要な場合には、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破砕又は切断を行うことが必要です。

### 3 許可申請について

産業廃棄物収集運搬業の許可証に、石綿含有産業廃棄物の取り扱い内容を記載することとなりました。

このため、許可申請の際、記載例のように石綿含有産業廃棄物の取り扱い内容を記載してください。

### 4 許可証の書換えについて

平成19年7月31日以前に交付された許可証については、石綿含有産業廃棄物を含む旨の記載がなくとも、これまでから石綿含有産業廃棄物を取り扱っている収集運搬業者(積替え保管を除く)は、石綿含有産業廃棄物を扱うことができます。